

## 八王子市中心市街地活性化協議会 規約

### (協議会の設置)

第1条 八王子商工会議所及び一般財団法人八王子市まちづくり公社は中心市街地の活性化に関する法律（以下、「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

### (名称)

第2条 本会は「八王子市中心市街地活性化協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

### (事務所)

第3条 協議会の事務所は八王子市大横町11番地1号八王子商工会議所内に置く。

### (目的)

第4条 協議会は、法第9条第1項の規定により八王子市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下、「基本計画」という。）、法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下、「認定基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項、並びにその他中心市街地の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議し、また、関係主体が実施するまちづくり事業を横断的に調整することで、中心市街地活性化に寄与することを目的とする。

### (活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し、必要な事項についての協議及び意見の提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 法第42条第1項に規定する民間中心市街地商業活性化事業計画の作成に必要な協議
- (5) 法第48条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の作成に必要な協議
- (6) 法第50条第1項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の作成に必要な協議
- (7) 中心市街地活性化に寄与する調査研究の実施
- (8) 中心市街地活性化のための勉強会、研修会の開催
- (9) 協議会活動の情報発信
- (10) その他協議会の目的に沿った活動の企画及び実施

### (構成員)

第6条 協議会は次の者をもって構成する。

- (1) 八王子商工会議所
- (2) 八王子市中心市街地整備推進機構（一般財団法人八王子市まちづくり公社）
- (3) 八王子市

(4) 法第15条第4項第1号及び第2号、第8項に規定する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者

(委員)

第7条 委員は、第6条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(役員)

第8条 協議会に会長、副会長、監事を置き、会長、副会長は法第15条第1項に定める者から委員の互選によりこれを定め、監事は会長が委員のうちから指名する。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 監事は、協議会の会計を監査し、その監査結果を協議会の会議（以下、「会議」という）に報告する。

(組織)

第9条 協議会は会長、副会長、監事及び委員をもって構成する。

2 会長、副会長、監事及び委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

3 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(幹事会等の設置)

第10条 協議会の目的を達成するために、幹事会及びワーキンググループ等（以下、「幹事会等」という。）を設置することができる。

2 幹事会等は、協議会の活動方針に沿って活動する。

3 幹事会等は、その活動状況を協議会に報告する。

4 その他必要な事は別に定める。

(会議)

第11条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないとき、当該委員が委任する代理者を出席させることができる。

4 会議の議決は出席者の過半数を持ってこれを決し、可決同数のときは議長の決するところによる。

5 協議会の協議・検討に必要なことについて助言・意見を得るため、会議にオブザーバーを置くことができる。

(会計)

第12条 協議会の収入は、助成金、寄付金その他の収入による。

2 協議会の支出は、会議費、調査費、通信費、事務費、その他運営に要する経費とする。

3 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(協議結果の尊重)

第13条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊

重しなければならない。

(事務局)

第 14 条 協議会の運営に関する事務は、八王子商工会議所が事務局として処理する。

(公表)

第 15 条 協議会の公表は、法の定めるところにより行う。

(解散)

第 16 条 協議会を解散する場合は、構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、事務局が清算する。

(補足)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については会長が会議に諮って決める。

附 則

1 この規約は平成 29 年 4 月 11 日から施行する。

2 協議会設立時の委員の任期は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず平成 31 年 3 月 31 日までとする。